

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇香川県民生委員定数条例（平成26年香川県条例第3号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、民生委員法（昭和23年法律第198号）の一部が改正され、民生委員の定数については、市町の区域ごとに、条例で定めることとされたため、この条例を制定することとした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

### ◇香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第4号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、基準該当居宅介護支援に従事する従事者等の基準及び事業の運営に関する基準、指定居宅介護支援の指定の申請者に関する基準並びに指定居宅介護支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営に関する基準については、条例で定めることとされたことから、これらの基準を定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

### ◇香川県使用料、手数料条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第5号）

- 1 平成26年4月1日から実施される消費税率及び地方消費税率の引上げ並びに公立高等学校に係る授業料の不徴収制度の廃止等に対応するほか、県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費並びに国及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、現行の使用料及び利用料金並びに手数料について見直しを行い、改定することとした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

### ◇香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第6号）

- 1 平成26年4月1日から実施される消費税率及び地方消費税率の引上げに対応するほか、県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費、他県における同種の料金等との均衡を保つ観点から、現行の手数料について見直しを行い、改定することとした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

### ◇香川県計量検定所条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第7号）

- 1 平成26年4月1日から実施される消費税率及び地方消費税率の引上げに対応するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

### ◇香川県都市公園条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第8号）

- 1 平成26年4月1日から実施される消費税率及び地方消費税率の引上げに対応するほか、香川県立丸亀競技場のスコアボードを大型映像装置に更新することに伴い、県内スポーツの振興を図る財源の確保を目的として、当該大型映像装置の使用による広告の表示に係る使用料を定める等のため、所要の改正を行うこととした。

2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県一般海域管理条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第9号）

- 1 平成26年4月1日から実施される消費税率及び地方消費税率の引上げに対応するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県道路占用料条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第10号）

- 1 平成26年4月1日から実施される消費税率及び地方消費税率の引上げに対応するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県河川占用料等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第11号）

- 1 平成26年4月1日から実施される消費税率及び地方消費税率の引上げに対応するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県砂防指定地管理条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第12号）

- 1 平成26年4月1日から実施される消費税率及び地方消費税率の引上げに対応するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県海岸占用料等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第13号）

- 1 平成26年4月1日から実施される消費税率及び地方消費税率の引上げに対応するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第14号）

- 1 平成26年4月1日から実施される消費税率及び地方消費税率の引上げに対応するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年5月1日から施行することとした。

◇香川県港湾区域等における占用料等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第15号）

- 1 平成26年4月1日から実施される消費税率及び地方消費税率の引上げに対応するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県水道用水供給事業給水条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第16号）

- 1 平成26年4月1日から実施される消費税率及び地方消費税率の引上げに対応するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第17号）

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正により、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習に係る手数料の額が改定されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第18号）

- 1 知事の権限に属する事務のうち、市町が処理することとする事務を追加する等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 一部の規定は平成26年4月1日、一部の規定は平成26年10月1日、一部の規定は規則で定める日から施行することとした。

◇香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第19号）

- 1 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一部が改正され、特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者が変更されたこと、解体等工事の受注者に対し当該解体等工事が特定粉じん排出等作業を伴う建設工事に該当するか否かの調査及び当該調査の結果の説明等が義務付けられたこと等を踏まえ、アスベスト排出等作業の実施の届出義務者を変更すること、解体等工事の受注者に対し当該解体等工事がアスベスト排出等作業を伴う建設工事に該当するか否かの調査及び当該調査の結果の説明等を義務付けること等により、アスベストによる県民の健康被害を防止するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県営住宅条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第20号）

- 1 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）に規定する居住制限者について、被災者支援の観点から、現に住宅に困窮している者の住宅の確保に資するよう、県営住宅の入居者の資格の要件を緩和するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第21号）

- 1 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）において、特定大規模災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るための復興計画の作成等のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員に災害派遣手当を支給することができることとされたことから、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第22号）

- 1 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）において、特定大規模災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るための復興計画の作成等のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員に災害派遣手当を支給することができることとされたことから、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第23号）

- 1 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）において、特定大規模災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るための復興計画の作成等のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員に災害派遣手当を支給することができることとされたことから、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

◇香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第24号）

- 1 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）において、特定大規模災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るための復興計画の作成等のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員に災害派遣手当を支給することができることとされたことから、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県立学校職員及び香川各市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第25号）

- 1 小学校の児童数並びに中学校及び高等学校の生徒数の変化等を踏まえ、県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数を改めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第26号）

- 1 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の一部改正及び青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の廃止により、株式会社日本政策金融公庫等を貸付主体とする青年等就農資金が創設され、都道府県から資金の貸付けを受けた都道府県青年農業者等育成センター等が貸し付ける就農支援資金が廃止されること等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県立病院事業の設置等に関する条例及び水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第27号）

- 1 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）の一部改正により、みなし償却制度が廃止されたため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第28号）

- 1 国の経済対策として追加交付される地方消費者行政活性化交付金を受け入れることに伴い、香川県消費者行政活性化基金の設置期限を平成27年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第29号）

- 1 香川県立斯道学園の建替整備事業に要する経費等の財源に充てる香川県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置期限を平成28年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第30号）

- 1 地域密着型介護老人福祉施設等の整備、養護老人ホーム等におけるスプリンクラー設備その他の消防の用に供する設備の整備又は高齢者等を地域において支え合う体制の整備を促進する目的で設置された香川県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置期限を平成27年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第31号）

- 1 介護職員の処遇の改善を図るとともに介護老人福祉施設等の開設の支援を行う目的で設置された香川県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置期限を平成27年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第32号）

- 1 国の経済対策として追加交付される地域自殺対策緊急強化交付金を受け入れることに伴い、香川県地域自殺対策緊急強化基金の設置期限を平成27年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第33号）

- 1 特定期間において県が後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項の規定により、当該特定期間について、当該後期高齢者医療広域連合の療養の給付等に要する費用の額の見込額に財政安定化基金拠出率を標準として都道府県の条例で定める割合を乗じて得た額から財政安定化基金から生ずる収入の見込額の3分の1に相当する額を控除して得た額とされており、平成26年度以後の当該割合を定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。